

第2号厚生年金被保険者期間 (平成27年10月以後の期間に限る。)	年	月	～	年	月	
--------------------------------------	---	---	---	---	---	--

産前産後休業及び育児休業による 掛金免除期間	年	月	～	年	月	年	月	～	年	月
	年	月	～	年	月	年	月	～	年	月

- 1 「昭和61年4月1日前の標準報酬月額」の欄は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号。次項において、「昭和60年改正法」という。）附則第9条第1項の規定に該当する者の同項の規定により標準報酬の月額とみなされた額を記入すること。
 - 2 「基礎期間」の欄は、昭和60年改正法附則第9条第2項の規定による昭和61年4月1日までに引き続き組合員期間及びその月数を記入すること。
 - 3 「固定的給与」の欄は、標準報酬月額の場合には本俸、扶養手当、住居手当、通勤手当その他の報酬で財務大臣の定めるものの合計額を、標準期末手当等の額の場合には期末手当等の額の合計額を記入し、「非固定的給与」の欄は、固定的給与以外の報酬を記入すること。
 - 4 標準期末手当等の額については、例えば **期** と記入する等、当該決定が標準期末手当等の額を決定したものであることが明確となるように記入すること。
 - 5 「備考」の欄には、異動した理由、高齢任意加入被保険者に係る期間を有している場合にあつては、その期間等を記入すること。
- 備考：用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。